

令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議議事録

●開催日時

令和8年3月27日(金) 19時00分～21時20分

●開催場所

阪南市役所 別棟1階 第2会議室

●出席者

【委員】

ト田会長、澤副会長、青山委員、大谷委員、若野委員、名倉委員、田端委員、森下委員、城戸委員、根無委員、車谷委員、熊抱委員、谷委員、丹野委員、寺田委員
(欠席者3名:小藤委員、奥井委員、金田委員)

【事務局】

山中こども未来部長、松下生涯学習部長、楠本こども政策課長、石原学校教育課長、須田こども政策課長代理、鈴木学校教育課(併)こども政策課長代理、植松こども政策課主幹、植田こども支援課主幹、熊野こども支援課主幹、油谷こども政策課主査、上本こども政策課主事

●傍聴者:2名

●次第

1. 開会

2. 会長及び副会長の選出

3. 議題

(1) 新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定について(資料1)

(2) 乳児等通園支援事業の認可及び確認に係る意見聴取について(資料2～3)

(3) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について(資料4)

(4) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について(資料5)

(5) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について
(資料6～7)

(6) その他(当日資料1～2)

次第1 開会

事務局

- ・只今より、令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議を開催する。
- ・続いて、委嘱状等の確認をお願いします。
- ・次に、資料の確認をお願いします。事前配付している会議次第、資料1（新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定について）、資料2（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する想定事務フロー）、資料3（乳児等通園支援事業所の認可及び確認について）、資料4（特定教育・保育施設における利用定員の設定について）、資料5（第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について（案））、資料6（令和6年度 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業等にかかる実績等取りまとめ表（案））、資料7（子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策及びその実績）、参考資料（令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議資料に関する委員からの質問一覧）と、本配付の「委員名簿」、当日資料1（第2次阪南市子育て拠点再構築方針 概要版）、当日資料2（阪南市こどもすこやかセンターの設置について）になる。
- ・それでは、「次第」に沿って進める。
- ・本日は、新たな任期で、初めての会議となる。新たに委員にご就任された方々もいるので、委員の紹介をさせていただく。所属等は省略し、お名前のみ名簿順にお呼びする。
(出席者名簿のとおり)
- ・続いて、本日出席している事務局職員を紹介する。
(各自で紹介)
- ・次に、本日の出欠状況について報告する。本日は、3名の委員より、あらかじめ欠席の連絡をいただいている。全18名の委員のうち、現在15名の委員が出席されており、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第2

項に基づく定足数に達していることを報告する。

- ・また、本市では「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしている。本日は傍聴者の定員 10 名に対し、2 名の方が傍聴されることとなったことを併せて、報告する。
- ・なお、本日の議事録については、事務局が要旨をまとめ、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただく。議事録の作成に当たり、会議の内容を録音させていただいているので、あらかじめご了承をお願いします。

・次第 2 会長及び副会長の選出

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | ・次第 2、会長及び副会長の選出に移る。阪南市子ども・子育て会議条例の第 4 条第 1 項に「会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。」ことが規定されている。まずは、会長について、委員の意見をお聞かせいただきたいが、いかがか。 |
| 委員 | ・前会長のト田委員に引き続き会長をお願いするのがよいのではないかと考えているが、いかがか。 |
| 事務局 | ・ト田委員を会長にという意見が出たが、委員の皆様、いかがか。
(異議なし) |
| 事務局 | ・異議なしということで、ト田委員に会長をお願いしたいが、よろしいか。 |
| 委員 | ・承知した。 |
| 事務局 | ・続いて、副会長について、同じく皆様の意見をお聞きしたい。いかがか。 |
| 会長 | ・私がもし出席できなかった場合に備え、同じ学識経験者の澤委員に副会長をお願いしたいと考えているが、いかがか。 |
| 事務局 | ・澤委員を副会長にという意見をいただいたが、皆様いかがか。
(異議なし) |
| 事務局 | ・澤委員に副会長をお願いしたいが、よろしいか。 |

- 委員 ・承知した。
- 事務局 ・それでは、ト田会長は、会長席へ、澤副会長は、副会長席に移動をお願いする。
(移動)
- 事務局 ・そうしたら、まずはト田会長より、挨拶をお願いします。
- 会長 ・大阪常磐会大学短期大学部に所属しており、本会議は今回で6期目の委員として参加している。委員名簿を確認すると、半数の9名の委員が初めて委員に就任している。
- ・これまでの会議では、「わからない」や「難しい」といった率直な意見を自由に述べられるよう運営されてきた。専門用語も多いため、難しく感じることもあるだろうが、遠慮せずに意見を述べてほしい。
- 事務局 ・続けて、澤副会長にも挨拶をお願いします。
- 副会長 ・ご紹介いただいた、大阪総合保育大学の澤である。以前、この会議の副会長を務められていた三輪先生の後任となる。私は、初めて阪南市の子ども・子育て会議の委員に就任したが、ト田教授の補佐役として、皆さまとともにこの会議をより良いものにしていきたいと考えている。よろしくをお願いします。
- 事務局 ・ここからの議事進行については、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定に基づき、ト田会長にお願いしたいと思う。ト田会長よろしくをお願いします。

次第3 議題 (1) 新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定について

- 会長 ・まずは、議題1「新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <資料1について説明>
- 会長 ・新たな保育提供体制の確保のための実施計画という聞きなれない計画

に関する説明になり、要約すると、国から有利な補助金をもらうためには資料の裏面の計画を策定し、子ども・子育て会議で承認する必要があるというもの。

・また、新たな保育提供体制の確保のための実施計画とは言いながら、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画と整合の取れた内容となっているとのこと。

・1点、確認するとすれば、一番下の必要定員数が下から3番目の利用者数を下回っている年度があることについて、事務局としてどのように考えているか。

事務局

・定員数については、あくまでも4月1日時点となる。初年度ということもあり、そこまで利用希望者数が増えない可能性等を総合的に考慮して、年度当初はミニマムスタートを切り、並行して施設整備を進め、利用ニーズに対応していきたいと考えている。

・また、万が一、利用ニーズが想定を上回る場合は、定員の増加や複数施設での実施も検討すべきと考えている。

会長

・走りながら検討していくということで、引き続き、よろしく願います。
・本件について、直接的な質問や意見はなかったとのことだったが、確認されたいことはあるか。

委員

・事務局から説明があったように、昨年3月の令和6年度子ども・子育て会議において、この「こども誰でも通園制度」について話し合わせ、承認された。予定では、旧尾崎中学校の校舎跡地において、昨年8月に工事が始まり、この3月に竣工予定だったが、延期となっている。その延期の理由は、この嵩上げの適用を受けようとする補助制度を使用するためなのか、確認したい。

事務局

・ご指摘の通り、昨年3月の会議で、令和7年度中に工事を実施し、令和8年4月1日に新しい施設で事業を実施する旨が説明された。そのた

め、令和7年7月・8月から建設工事の手続きが進められていたが、工事前の開発工事に関する手続きが別途発生した。大阪府から開発許可を得るための手続きがあり、それに時間がかかり、現在は書面上の手続きが継続している段階である。工事自体は止まっているわけではなく、手続きを終え次第、工事を再開し、補助金を活用して進めていく予定である。

委員 ・定員に関して、0歳児の定員について説明があったように、必要に応じて定員は増やされるとのことだが、例えば0歳児の場合、1名の定員となっているが、双子の場合、やはり2人を受け入れる必要がある場合がある。その際、1人では難しいので、その対応について確認したい。

事務局 ・乳児施設や保育所では、0歳児には保育士1人で3名、1歳児は保育士1人で5名という基準がある。同じような基準が乳児等通園支援施設にも適用されるが、運営のスタート時には、まず最低限の保育士1人を配置することを前提に進めている。そのため、例えば1、2歳児の申し込みがないときに0歳児2人を受け入れるなど、運営方法を柔軟に調整し、対応可能な範囲で子どもを受け入れていくことが可能である。

会長 ・本件は承認手続きが必要である。
・議題1つ目「新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定」について、事務局の提案を承認するかどうか、挙手による決議を行いたい。承認される方は挙手をお願いする。

(委員全員挙手・異議等なし)

会長 ・本件について、出席委員全員が挙手し、承認されたものと認める。したがって、議題1は、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定に基づき承認された。

次第3 議題(2) 乳児等通園支援事業の認可及び確認に係る意見聴取について

会長 ・続いて、議題の2、「乳児等通園支援事業の認可及び確認に係る意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料2・3について説明>

会長 ・「認可」と「確認」という手続きがあり、その両方の手続きのプロセスとして、この会議で意見を聴取するということで説明してもらった。「認可」や「確認」の許可をするものではなく、あくまでも、意見の聴取ということなので、ご注意ください。

・また、意見についても、国や阪南市の基準を上回る厳しいもの、例えば、「0歳児の職員配置は、1:3ではなく、1:1にしてもらいたい」といったものはふさわしくないと思われるのでご注意願いたい。

・こうしたことに注意して、質問や確認したいことがあれば発言をお願いします。

委員 ・まず、現状この制度がまだ多くの市民や国民に知られていないのではないかと感じている。事前に市民からの相談や問い合わせが少ないのは、結局多くの方が制度自体を知らないからだと思われる。そのため、広報をどうするかが重要だと考えている。もし相談が増えてきた場合には、運営方法を見直すことが必要だと感じる。

・また、来年度からの運営について、同じ部屋で実施するのか、それとも別の部屋で行うのか、そして4月1日からの実施についても不安があるので、そこも確認しておきたい。

・さらに、市民に向けた広報活動について、どのような方法で周知を図っていくのか。その点も検討が必要だと感じている。

・具体的には、申請や予約方法についても効率的に周知できるようにしたい。例えば、申請の締め切りや当日の受付方法など、利用者が利用しや

すいように進めてほしい。

事務局

- ・利用者の認定と予約方法について、認定の申請は、こども政策課で受け付けている。認定後、施設の予約が可能になる。しかし、ポータルサイトの改修がまだ完了しておらず、他の自治体では紙での申請も受け付けているところもある。改修は3月31日には完了予定であり、それ以降に広報活動を本格化させる予定。
- ・広報活動について、市民に対しては、広報誌やホームページを使い、さらに母子手帳アプリを利用した周知を進める予定。保健センターで妊娠届を出した方々には、アプリの登録を促すことが前提となっている。市役所などでもチラシを配布する計画である。
- ・施設利用について、新しい施設では、0歳から2歳までの子どもが対象で、3歳になる前々日まで利用可能。認定後に、国のポータルサイトでログインIDを取得し、そのサイトを通じて施設の予約を行う。阪南市外の施設も利用可能で、泉南市など近隣市からも利用されることが予想されている。

委員

- ・母子手帳アプリの存在を初めて知り、もっと早く知っていれば利用したかった。
- ・広報の方法をより工夫すべきであり、また、保健センターとも密に連携し、母子手帳アプリの登録をもっと積極的に進める必要がある。

委員

- ・申請してから認定をもらえるまでの期間はどれぐらいか。
- ・対象は何歳から何歳までか。

事務局

- ・確認作業含めて事務手続きに結構時間を要するので、即日や2日でできるというのは難しい。ある一定の期間は必要になる。
- ・主な対象は、保育所や幼稚園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児になる。誕生日当日は対象外となり、前々日までの利用が期

	限となる。
委員	・預けるのが子どもだけということで、親同士の関りがなく、つながりが持てないという不安がある。
会長	・趣旨が的確に伝わるように広報を考えていただきたい。 ・また、定員等については、今後、動かしていった上で見えてくると思うので、その課題に対し柔軟に対応いただくということで、本議題は賛成ということよろしいか。 (異議なし)
会長	・議題2は、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定に基づき承認された。

次第3 議題(3) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について

会長	・議題3の特定教育・保育施設における利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料4について説明>
会長	・令和8年4月1日付けで市内の2つの私立幼稚園の利用定員数を変更するということで説明があった。 ・事前の質問や意見はなかったとのことではあるが、事務局からの説明について、他に確認したいこと等はあるか。
事務局	(意見等特になし)
会長	・議題3の特定教育保育施設における利用定員の設定について、阪南市子ども・子育て会議の意見としては特に意見はないため、そのまま進めることとする。賛成の方は挙手をお願いします。 (委員全員挙手・異議等なし)
会長	・全員挙手を確認した。

- ・議題3の特定教育保育施設における利用定員の設定については、阪南市子ども・子育て会議の意見として、条例第6条第3項の規定に基づき、特に意見はないものとし、これをもってまとめる。

次第3 議題(4) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について

- | | |
|-------|---|
| 会 長 | ・議題4の第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | <資料5について説明> |
| 会 長 | ・本日の議題3の関係と、国の基本的な指針の改正に対応するために第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画を変更するという事で説明があった。
・事前の質問や意見はなかったとのことではあるが、事務局からの説明について、他に確認したいこと等はあるか。 |
| 委 員 | ・満3歳の誕生日が早い場合、公立幼稚園の入園までの間に空白期間が生じてしまう。この点について、公立幼稚園で対応するのは難しいと思うが、一方で国としてはその方向を進めている。市としては、どのような対応策が考えられるか。 |
| 事 務 局 | ・公立幼稚園では、トイレなどの設備面での問題もあり、対応は難しい。一方で、市内のすべての施設で実施しなければならないわけではない。認定こども園であれば、2歳児の受け入れが行われているため、その中に1号の枠を設けることは制度上は可能である。したがって、まずは市内の民間認定こども園に対して働きかけを行うことから始めたい。 |
| 委 員 | ・もし受け入れてくれる施設があれば、まずは認定こども園に通い、その後、次の4月から公立幼稚園に通うという選択肢も考えられるのか。 |
| 事 務 局 | ・現に、他市町の私立幼稚園に満3歳から通い、4月から阪南市の公立幼稚園に通う事例がある。 |

会 長 ・速やかにということではないが、市内の幼稚園や認定こども園で満3歳児クラスの設置を検討していただくことを、子ども・子育て会議としての意見としてまとめる形で進めることに賛同できるかどうか、皆さんに確認させてもらう。

(委員全員挙手・異議等なし)

会 長 ・したがって、議題4「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について」は、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定に基づき、満3歳児クラスの設置について検討していくということを阪南市子ども・子育て会議としての意見とさせてもらう。

次第3 議題(5) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について

会 長 ・議題5、第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 <資料6・7について説明>

会 長 ・先ほどまでとは異なり、本件については、報告案件となる。

・事務局からの説明について、何か質問等はあるか。

委 員 ・資料6の取りまとめ表にあるNo.1「教育・保育の提供体制の充実」の取組方針に、「子育て拠点再構築方針に基づき」という表現があるが、これは第2次阪南市子育て拠点再構築方針によるもので、令和10年4月に、まい幼稚園をはあとり幼稚園に統合し、下荘地区は民間の認定こども園に変わることを示している。この件について、子ども・子育て会議の場で議論されなかったことが非常に残念である。昨年令和7年3月の段階で既に方針が策定されていたと思われるが、急遽方針案として提示されたことが、子育て支援に対する不安をさらに煽り、混乱を招いたと感じている。実際、下荘保育所がどうなっていくのかという質問も多

く受けており、その進捗状況について、子ども・子育て会議の場で報告していただきたいと思っている。また、10年後を見据えての計画が審議されているとの回答があったが、その前に中間報告として進捗状況を示していただきたい。

事務局 ・ご指摘の通り、第2次阪南市子育て拠点再構築方針については、令和10年を見据えた計画となっており、現在の段階で進行中の取組があり、後ほど、再構築方針の概要を報告する予定。進捗状況については、今日の資料に基づき、改めて説明させていただく。

委員 ・評価の仕方について、予定通りの実施だけでなく、その質についても評価する必要がある。市民にとってどれだけ役立ったか、改善の余地があったかなど、質の評価をしっかりと行う仕組みが求められる。現在は、計画の実施結果の確認にとどまっており、質に関するフィードバックが不足している。

・また、保育事業に関して、大きな市との連携では経済的な有利さが目立ち、阪南市の魅力が伝わりにくくなる恐れがある。市独自のアピールが必要だと感じている。

・さらに、事業ごとに保護者の声を聞く仕組み、例えばアプリを活用したアンケートが一部導入されているが、他の事業でも同様にフィードバックを得る仕組みを整備すべきである。

・最後に、就職支援事業では商業施設との連携に課題があり、集客を確保するための新たな場所や方法の検討が求められる。

会長 ・保育士免許を持って現場に出ていく人は減少しており、養成校も減少傾向にあるため、現場に人材をどう引き入れるかが大きな課題である。様々なタイプの取り組みを行っても、なかなか効果的に届かない部分があるため、工夫を重ねていく必要がある。

・評価については、評価は単なる工夫だけでなく、質的な評価が重要な場

面もある。既に進んでいる部分もあるが、しっかりと精査しながら進めていくべきだ。

・次第3 議題（6）その他

- 会 長 それでは、議題6、その他に移る。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 ・当日配布資料1・2について順番に説明する。
- ・まず、当日資料1について説明する。この資料は、令和7年8月に策定されたものであり、第2次阪南市子育て拠点再構築方針の概要をまとめたものである。この方針は、令和元年12月に策定された前回の「阪南市子育て拠点再構築方針」の進捗状況や、市の現状を踏まえて新たに作成されたものである。現在、この再構築方針に基づき、再構築が進行中である。
- 資料の右下に記載されている「再構築イメージ」をご覧いただきたい。
- 現在、第2ステージを進めており、令和10年度に、まい幼稚園をはあとり幼稚園に統合する。また、同じく令和10年度に、下荘保育所を民間の幼保連携型認定こども園として整備することで再構築する。
- 再構築に向けて、はあとり幼稚園と石田保育所に一定の改修工事を行う予定であり、また、民間の幼保連携型認定こども園の運営事業者の選定を行っているところである。
- 先ほどの議題でも触れたが、子育て拠点の再構築に伴い、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に変更が生じる可能性が高いため、その際は、改めて本会議でお諮りすることになる。
- 以上、簡単ではあるが、当日資料1の説明は以上である。
- ・続いて、当日資料2について説明する。この資料は、「阪南市こどもすこやかセンターの設置」について、目的・体制整備・業務内容等を示したものであり、令和8年4月1日付けで設置することとなった。令和4

年の児童福祉法改正により、市町村は「子ども家庭センター」を設置することが求められた。本市では、保健センターの「子育て世代包括支援センター」と、子ども支援課の「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、子ども支援課内に「阪南市こどもすこやかセンター」を設置することとなった。これにより、家庭児童相談（18歳未満の子どもや保護者からの相談）や母子保健（妊娠出産、乳幼児の相談や健診、予防接種）を継続的に支援する。また、これに伴い、一部の事業の担当課が変更されることを報告する。

以上、当日資料2の説明は以上となる。

- 会 長
- ・いずれも報告案件ということで、事務局より説明をいただいた。他に、何かないか。
- 委 員
- ・その他の質問として、こども計画について確認したい。阪南市では、子どもの人権に関する条例が制定されたが、それに基づく計画はまだ策定されていない。現在、担当課は人権をテーマにした条例の啓発活動を行っているが、子ども施策の推進についてはどこで検討されるのかが不明である。この点については、この会議の場でも何度か発言している。回答としては、第4期阪南市子ども・子育て支援事業計画の検討過程で検討されるとのことであったが、その計画はかなり先の話であり、具体的にいつになるのか不安である。
 - ・また、子ども食堂に関する質問も出たが、その評価についても触れられた。子ども食堂は子どもの居場所として、子どもの権利条例に基づく施策として位置づけられるべきだと考えている。実際に、子どもたちが住みやすい環境を整備するためには、早急にこども計画を策定していただきたいという思いがある。
- 事 務 局
- ・こども計画は「こども基本法」に基づいて進められるもので、本会議は「子ども・子育て支援法」に基づくものである。第4期計画は令和11

年度内に策定予定であり、その準備は令和9年度から開始する予定である。ここでの議論として、こども計画を独立したものとして策定するのか、既存の子ども・子育て支援事業計画に統合するのかを検討する必要がある。全国的な流れとしては、両者を一緒に策定する方向性が見られる。こども計画を独立させる場合は、新たな会議体を設ける必要があり、その方向性も含めて検討すべき課題である。また、子どもの権利条例については、こども計画の中で進捗を考慮することになるが、その検討は別途必要である。

会 長 ・実際にこの計画の進行には、様々な仕組みや根拠が関わっていると思われる。そのため、市側でもどの形が最適かを検討していただきたい。第4期計画に向けてアンケートを引き続き実施し、この会議内でも様々な意見を出し合いながら、どのような枠組みで進めるべきかを議論する必要があると思う。

・次第4 閉会

会 長 ・本日の議題は、全て終了したので、会議を終了する。これ以降の進行は事務局にお願いする。

事 務 局 ・円滑な会議運営にご協力いただき、誠に感謝する。それでは、これをもって本日の会議を終了させていただく。